

別紙

諮問第1817号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「都バス 現在使用されている音声合成放送装置（〇〇製〇〇）注入用データ（全営業所支所の存在するもの全て）（※）、都バス 過去に使用されていた音声合成放送装置（〇〇製〇〇）注入用データ（全営業所支所の存在するもの全て）（※）※開示請求範囲は、装置注入用の生データ（拡張子、dat等）を出力したもので、ソフトウェア本体を除きます。」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都交通局長が令和6年12月16日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「都営バス車両で現在使用している音声合成放送装置（〇〇製〇〇）への注入用生データ（保有しているもの全て）」及び「都営バス車両で過去に使用していた音声合成放送装置（〇〇製〇〇）への注入用生データ（保有しているもの全て）」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例7条3号に該当することを理由として本件不開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和7年3月4日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年4月24日に実施機関から理由説明書を、同年6月12日に審査請求人から意見書を収受し、令和8年2月13日（第266回第二部会）から同年6月19日（第269

回第二部会)まで、4回審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 音声合成放送装置について

音声合成放送装置は、主にバス車内において停留所案内や注意喚起等の業務放送及び広告放送の自動音声案内を行うものであるが、音声データとともに、LED行先表示装置や次停留所名表示装置へ関連データを送信する役割も担っており、バスの乗客への案内の基盤となる装置である。

また、音声合成放送装置は、運行系統に紐づいた運賃コードを料金機へ送信することで、特殊運賃の設定も行っており、一部のバス系統では、停留所間の運賃データを運賃表示装置及び料金機へ送信する役割も果たしている。

本件対象公文書は音声合成放送装置本体へ注入するための生データであり、実施機関からの依頼を受けて、委託事業者において作成するデータである。この生データを音声合成放送装置本体へ注入することで、運行時に都営バス車内で自動案内放送が流れるほか、料金機の運賃や行先表示等が設定される。

イ 本件不開示決定の妥当性について

(ア) 審査請求人の主張

審査請求書等における審査請求人の主張は以下のとおりである。

本件対象公文書は、都営バスの車内で聞くことができるアナウンス音声や文字情報の集合体の装置専用データであり、データ自体に生産技術や販売上の情報は含まれておらず、かつ、一部の音声合成放送装置については、既にメーカーにおける開発・販売が終了していることから、本件対象公文書を開示することで競争上の地位が損なわれることはない。

音声合成放送装置等のバス用機器は、複数のメーカーが参入している普遍的なシステムであるにもかかわらず、実施機関は音声合成放送装置の更新を行う際、特定

の事業者と随意契約を行っている。特定の事業者と随意契約を行う以上、都政における透明性を確保するために、積極的な情報開示を行うべきである。

審査請求人は本件開示請求と類似の開示請求を他の地方自治体(以下「他自治体」という。)にも行っており、他自治体からは開示決定が行われたことから、類似の公文書であれば、他自治体の開示決定についても参考にするべきである。

(イ) 実施機関の説明

- a 上記(ア)の主張に対する実施機関の説明は以下のとおりである。

本件対象公文書は音声合成放送装置へ注入する生データであることから、実施機関では、当該データを作成した委託事業者に対して意見照会を実施し、当該事業者の意見を踏まえて本件不開示決定を行った。

本件対象公文書のデータ構造は、事業者の生産技術が反映されたものであり、プログラム等に精通した者が内部を解析した場合、データの構造や設計方法が判明し、結果として設計図や製造方法につながる情報が漏洩することとなり、その場合、複製や類似品の作成が可能となる。

本件対象公文書に係る音声合成放送装置は、過去に使用していた機種も生産や保守は終了しておらず現在も販売されており、過去のもものと現行のものの仕様には共通する部分もある。そのため、過去に使用していた機種への注入用生データであっても、これを公にし、当該データが解析された場合、現行の機種に係る情報も漏洩することとなり、事業者の事業運営上の地位が損なわれることから、本件対象公文書は条例7条3号に該当する。

なお、他自治体の開示決定は、開示されたデータの内容や性質が本件対象公文書と同一のものとは言えないため、個別に判断する必要がある、かつ、特定の事業者との契約状況については、本件不開示決定の妥当性の判断とは無関係である。

- b 審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、審査会が事務局をして更に確認させたところ、以下のとおり実施機関から説明があった。

本件対象公文書には事業者が固有のデータ構成を持たせており、データ内部には音声ファイルだけではなく、連動する各機器への制御信号等も含まれている。そのため、本件対象公文書が公になると、事業者の生産技術上の情報が漏洩する

こととなり、当該事業者の事業運営上の地位が損なわれるため、条例7条3号に該当する。

次に、本件対象公文書は、委託事業者との協力関係の下で取り扱われているものであり、当該事業者が現に不開示を求めた情報を公にすることにより、実施機関と事業者との信頼関係を損ない、今後の業務委託における率直な意見交換、必要な協議、円滑な連携等に影響を及ぼすおそれがある。

また、本件対象公文書は、実施機関が管理・統制する設備を通じて、公式な利用者案内として提供されることを前提に作成・運用されている情報である。本件対象公文書を公にし、不適切な利用が行われ、その音声動画が投稿サイトやSNSに掲載され流通するなどした場合、実施機関が公式に発信していない内容であっても、あたかも委託事業者が制作した公的な車内放送であるかのように受け取られる可能性がある。その結果、都営バスの利用者や委託事業者に混乱を与え、当該音声の公式性や内容の正否について、実施機関又は委託事業者に対して確認や問合せが生じるなど、実施機関の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例7条6号に該当する。

(ウ) 審査会の検討

以上を踏まえて審査会が検討するに、本件対象公文書を公にすると、事業者の生産技術上の情報が漏洩し、当該事業者の事業運営上の地位が損なわれることに加え、事業者との信頼関係が損なわれると、今後の業務委託における円滑な連携等が困難になるおそれがあり、また、非公式な音声流通すると、都営バスの利用者や委託事業者に混乱を与えることとなり、実施機関の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、首肯できる。

したがって、本件対象公文書は条例7条3号及び6号に該当することから、本件不開示決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子